



平成 18 年 3 月期

個別中間財務諸表の概要

平成 17 年 11 月 8 日

上場会社名 イー・アクセス株式会社
コード番号 9427

上場取引所 東証第一部
本社所在都道府県 東京都

(URL <http://www.eaccess.net/>)

代表者 役職・氏名 代表取締役会長兼 CEO 千本 倅生

問合せ先責任者 役職・氏名 経理部長 山中 初

TEL (03) 3588 - 7570

決算取締役会開催日 平成 17 年 11 月 8 日

中間配当制度の有無 有

中間配当支払開始日 平成 - 年 - 月 - 日

単元株制度採用の有無 無

1. 平成 17 年 9 月中間期の業績(平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 17 年 9 月 30 日)

(1) 経営成績

(単位:百万円未満四捨五入)

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
17 年 9 月 中間期	30,351	12.1	3,988	12.9	3,216	19.5
16 年 9 月 中間期	27,065	55.6	4,578	259.6	3,995	617.2
17 年 3 月期	57,907		9,309		8,068	

	中間(当期)純利益		1 株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
17 年 9 月 中間期	2,643	28.0	1,934	53
16 年 9 月 中間期	3,672	564.0	2,842	57
17 年 3 月期	9,352		7,084	09

(注) 期中平均株式数 17 年 9 月中間期 1,366,373 株 16 年 9 月中間期 1,291,871 株 17 年 3 月期 1,320,155 株
会計処理の方法の変更 無
売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 配当状況

	1 株当たり 中間配当金		1 株当たり 年間配当金	
	円	銭	円	銭
17 年 9 月 中間期	0	0		
16 年 9 月 中間期	0	0		
17 年 3 月期			1,200	00

(注)平成 17 年 3 月期期末配当金の内訳は、普通配当 1,000 円、記念配当 200 円であります。

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1 株当たり株主資本	
	百万円	百万円	%	円	銭
17 年 9 月 中間期	137,679	29,382	21.3	21,453	71
16 年 9 月 中間期	68,329	19,869	29.1	15,336	87
17 年 3 月期	134,990	28,476	21.1	20,862	78

(注) 期末発行済株式数 17 年 9 月中間期 1,369,555 株 16 年 9 月中間期 1,295,475 株
17 年 3 月期 1,364,940 株
期末自己株式数 17 年 9 月中間期 株 16 年 9 月中間期 株 17 年 3 月期 株

2. 平成 18 年 3 月期の業績予想(平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 18 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1 株当たり年間配当金	
					期 末	
通 期	百万円	百万円	百万円	百万円	円	銭
	59,500	8,700	7,200	4,700	1,000	00
					00	00

(参考)1 株当たり予想当期純利益(通期) 3,431 円 77 銭

上記の予想は、現時点で入手可能な情報に基づき当社が判断した見通しであり、リスクや不確実性を含んでおります。実際の業績は、様々な要素によりこれら業績予想とは大きく異なる結果となる可能性があります。

【中間財務諸表】

1. 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		比較 増減	前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)									
流動資産									
1	現金及び預金	36,039		77,818			104,770		
2	売掛金	5,624		5,692			5,674		
3	たな卸資産	176		47			54		
4	その他	745		867			1,087		
	貸倒引当金	1		7			1		
	流動資産合計	42,583	62.3	84,417	61.3	41,834	111,584	82.7	
固定資産									
1	有形固定資産								
(1)	建物	79		217			207		
(2)	機械設備	19,446		15,441			17,478		
(3)	端末設備	651		111			249		
(4)	工具、器具及び備品	466		693			685		
(5)	建設仮勘定	135		-			-		
	有形固定資産合計	20,778		16,462		4,316	18,619		
2	無形固定資産	3,863		2,773		1,090	3,351		
3	投資その他の資産								
(1)	関係会社株式	-		30,300			300		
(2)	その他	1,105		3,727			1,136		
	投資その他の資産合計	1,105		34,027		32,923	1,436		
	固定資産合計	25,746	37.7	53,262	38.7	27,516	23,406	17.3	
	資産合計	68,329	100.0	137,679	100.0	69,350	134,990	100.0	

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入しております。

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		比較 増減	前事業年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		金額(百万円)	構成比 (%)		
(負債の部)										
流動負債										
1		813		76			895			
2	2	1,320		3,166			1,320			
3		1,690		1,086			2,024			
4		4,895		6,355			6,549			
5		54		1,454			119			
6		5,850		4,319			5,186			
7		598		41			172			
8		28		15			15			
9	3	164		212			212			
流動負債合計			15,411	22.6		16,724	12.1	1,312	16,493	12.2
固定負債										
1		23,000		83,000			83,000			
2	2	2,690		5,524			2,030			
3		7,159		2,894			4,775			
4		15		62			77			
5		185		92			139			
固定負債合計			33,049	48.4		91,573	66.5	58,524	90,021	66.7
負債合計			48,460	70.9		108,297	78.7	59,837	106,514	78.9
(資本の部)										
資本金										
資本剰余金										
1		2,409		3,935			3,880			
資本剰余金合計			2,409	3.5		3,935	2.9	1,526	3,880	2.9
利益剰余金										
1		3,672		10,357			9,352			
利益剰余金合計			3,672	5.4		10,357	7.5	6,685	9,352	6.9
その他有価証券評価差額金										
			-			211	0.2	211	-	
資本合計			19,869	29.1		29,382	21.3	9,514	28,476	21.1
負債資本合計			68,329	100.0		137,679	100.0	69,350	134,990	100.0

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入しております。

2. 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日		当中間会計期間 自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日		比較 増減	前事業年度の要約損益計算書 自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日				
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		金額(百万円)	構成比 (%)			
売上高			27,065	100.0		30,351	100.0	3,287		57,907	100.0
売上原価	5		15,881	58.7		16,446	54.2	565		31,973	55.2
売上総利益			11,183	41.3		13,906	45.8	2,723		25,934	44.8
販売費及び一般管理費	5		6,606	24.4		9,918	32.7	3,312		16,625	28.7
営業利益			4,578	16.9		3,988	13.1	590		9,309	16.1
営業外収益	1		45	0.2		20	0.1	25		62	0.1
営業外費用	2		628	2.3		792	2.6	164		1,303	2.2
経常利益			3,995	14.8		3,216	10.6	779		8,068	13.9
特別利益	3		-	-		1	0.0	1		1,970	3.4
特別損失	4		318	1.2		15	0.0	303		1,105	1.9
税引前中間(当期)純利益			3,678	13.6		3,203	10.6	475		8,933	15.4
法人税、住民税及び事業税		5			1,404				11		
法人税等調整額		-	5	0.0	845	559	1.8	554	431	419	0.7
中間(当期)純利益			3,672	13.6		2,643	8.7	1,029		9,352	16.2
前期繰越利益			-			7,714		7,714		-	
中間(当期)未処分利益			3,672			10,357		6,685		9,352	

(注)記載金額は百万円未満を四捨五入しております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの</p> <p> 時価のないもの 移動平均法による原価法に よっております。</p> <p>(2)デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>(3)たな卸資産 商品及び貯蔵品 移動平均法による原価法によ っております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法に よっております。</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの 中間期決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差額は 全部資本直入法により処理 し、売却原価は移動平均法に より算定)によっております。</p> <p> 時価のないもの 同左</p> <p>(2)デリバティブ 同左</p> <p>(3)たな卸資産 商品及び貯蔵品 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法 (1)有価証券 子会社株式 同左</p> <p> その他有価証券 時価のあるもの</p> <p> 時価のないもの 同左</p> <p>(2)デリバティブ 同左</p> <p>(3)たな卸資産 商品及び貯蔵品 同左</p>
<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 機械設備及び端末設備につい ては定額法によっております。 建物及び工具、器具及び備品に ついては定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の とおりであります。</p> <p> 建物 8～15年 機械設備 3～5年 端末設備 3年 工具、器具及び備品 2～20年</p> <p> また、資産に計上しているリ ース物件及び関連工事費用の 「機械設備」、「工具、器具及び 備品」(リース物件の所有権が借 主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取 引に係るもの)については、リ ース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法によってお ります。</p> <p>(2)無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における見込利用 可能期間(3～5年)に基づく定 額法によっております。</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>	<p>2 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 同左</p> <p>(2)無形固定資産 (ソフトウェア) 同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>(営業権) 5年の定額法によっております。</p> <p>(施設利用権) 契約期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(営業権) 5年以内の定額法によっております。</p> <p>(施設利用権) 同左</p>	<p>(営業権) 同左</p> <p>(施設利用権) 同左</p>
<p>3 引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>3 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p>	<p>3 引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p>
<p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>4 リース取引の処理方法 同左</p>
<p>5 ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 金利スワップ (ヘッジ対象) 借入金の利息</p> <p>(3)ヘッジ方針 当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 特例処理の要件を満たしているため有効性の評価を省略しております。</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 社債</p> <p>(3)ヘッジ方針 当社は、社債の市場金利変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法 (1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 借入金の利息</p> <p>(3)ヘッジ方針 当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>
<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>固定資産の減損に係る会計基準 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会 平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準 の適用指針」(企業会計基準適用指 針第6号平成15年10月31日)が平成 17年 4月 1日以降開始する事業年 度から適用されることになったこ とに伴い、当中間会計期間から同会 計基準及び同適用指針を適用して おります。これによる損益に与える 影響はありません。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 22,361百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 31,926百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 26,820百万円
2 担保資産 長期借入金4,010百万円(長期借入金2,690百万円、一年以内返済予定の長期借入金1,320百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。	2 担保資産 長期借入金2,690百万円(長期借入金1,370百万円、一年以内返済予定の長期借入金1,320百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。	2 担保資産 長期借入金3,350百万円(長期借入金2,030百万円、一年以内返済予定の長期借入金1,320百万円)の担保資産に供しているものは、次のとおりであります。
機械設備 815百万円(帳簿価額) 計 815百万円(帳簿価額)	機械設備 573百万円(帳簿価額) 計 573百万円(帳簿価額)	機械設備 694百万円(帳簿価額) 計 694百万円(帳簿価額)
3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	3 消費税等の取扱い 同左	3
4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。	4	4 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
貸出コミットメントの総額 6,000百万円 借入実行残高 -百万円 差引額 6,000百万円		貸出コミットメントの総額 6,000百万円 借入実行残高 -百万円 差引額 6,000百万円

当中間期中の発行済株式数の増加

発行年月日	発行形態	発行株式数(株)	発行価格(円)	資本組入額(円)
平成17年4月 ~平成17年9月	新株予約権(ストックオプション)の行使	4,615	24,000	12,000

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>1 営業外収益のうち主要なものの 受取補償金 40百万円 受取配当金 4百万円</p>	<p>1 営業外収益のうち主要なものの 受取配当金 4百万円 受取手数料 3百万円</p>	<p>1 営業外収益のうち主要なものの 受取補償金 52百万円 受取配当金 4百万円</p>
<p>2 営業外費用のうち主要なものの 支払利息 495百万円 支払手数料 105百万円 新株発行費 18百万円 社債発行費 9百万円</p>	<p>2 営業外費用のうち主要なものの 支払利息 752百万円 支払手数料 31百万円</p>	<p>2 営業外費用のうち主要なものの 支払利息 812百万円 支払手数料 139百万円 社債発行費 321百万円 新株発行費 31百万円</p>
<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3 特別利益のうち主要なもの 営業譲渡契約に基づく 1,970百万円 返還金収入 当社は平成14年 5月28日付けで日本テレコム株式会社が運営する個人向けADSL回線事業を譲り受ける「Business Purchase Agreement」(以下、「営業譲渡契約」)を締結し、平成14年 6月14日付けで営業譲受を実施いたしました。平成16年 7月の日本テレコム株式会社の株主の異動が、「営業譲渡契約」に定める事由に該当するため、返還金を取得したものの。</p>
<p>4 特別損失の主要項目 長期前払費用 286百万円 臨時償却 32百万円 建物除却損</p>	<p>4</p>	<p>4 特別損失のうち主要なもの 商品評価損 67百万円 有形固定資産除却損 58百万円 無形固定資産除却損 383百万円 営業権臨時償却費 296百万円 長期前払費用臨時償却費 286百万円</p>
<p>5 減価償却実施額 有形固定資産 5,146百万円 無形固定資産 534百万円</p>	<p>5 減価償却実施額 有形固定資産 4,899百万円 無形固定資産 713百万円</p>	<p>5 減価償却実施額 有形固定資産 10,453百万円 無形固定資産 1,163百万円</p>

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成 16 年 9 月 30 日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位：百万円)

内容	中間貸借対照表計上額	摘要
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	200	

当中間会計期間末(平成 17 年 9 月 30 日)

1 時価のある有価証券

(単位：百万円)

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
その他有価証券 株式	2,107	1,752	355
計	2,107	1,752	355

2 時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位：百万円)

内容	中間貸借対照表計上額	摘要
子会社株式 非上場株式	30,300	
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	200	

前事業年度末(平成 17 年 3 月 31 日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

(単位：百万円)

内容	貸借対照表計上額	摘要
子会社株式 非上場株式	300	
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	200	

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日)、当中間会計期間(自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日)及び前事業年度(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日)ヘッジ会計が適用されている金利スワップ取引以外は、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 16 年 9 月 30 日)、当中間会計期間(自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日)及び前事業年度(自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日)該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	
1 新株引受権の行使	
平成 16 年 11 月 2 日付で第 1 回無担保分離型新株引受権付社債の新株引受権の行使により、発行済株式数等が次のとおり増加しました。	
(ア) 発行済株式総数	59,260 株
(イ) 資本金	1,333 百万円
(ウ) 資本準備金	1,333 百万円
これにより、新株引受権の残高は 66,665 株となりました。	

当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	
1 連結子会社の第三者割当増資	
当社は、平成 17 年 9 月 28 日の取締役会において、連結子会社イー・モバイル株式会社の第三者割当増資の引受を決議し、平成 17 年 10 月 18 日に払込を完了いたしました。当該第三者割当増資の内容は次のとおりであります。	
(ア) 引受総額	15,000 百万円
(イ) 増資の目的	モバイル事業立ち上げのための準備資金に充当

前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
1 ストックオプション付与	
平成 17 年 6 月 22 日開催の定時株主総会において、下記の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に商法第 280 条ノ 21 の規定によるストックオプション(新株予約権)を付与することを決議いたしました。	
(ア) 発行する株式の種類	普通株式
(イ) 付与の対象者	当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者
(ウ) 新株予約権の目的たる株式の数	上限 60,000 株
(エ) 権利行使価額	新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権発行日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
(オ) 新株予約権の行使期間	新株予約権発行日から 10 年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。
2 企業価値向上新株予約権(eAccess Rights Plan)の導入	
平成 17 年 6 月 22 日開催の定時株主総会において、「企業価値向上新株予約権(eAccess Rights Plan)」を導入することを決議いたしました。	
(ア) 新株予約権発行の目的	当社に対する濫用的な買収等によって当社の企業価値が不当に害されることを未然に防止し、当社に対する買収等の提案がなされた場合には、当該買収提案の妥当性について、また場合によっては当該買収提案に対して当社が提示する代替案について、十分な検討を行うための情報と時間を確保し、企業

	価値最大化に資すること。
(イ) 発行する株式の種類	普通株式
(ウ) 新株予約権の目的たる株式の数	270万株(発行する新株予約権の総数×1.5とする。ただし、企業価値の最大化の観点から特に必要があると認められる場合には、取締役会の決議をもって、対象株式数を1.5株から2株までの範囲内で変更することができる。)
(エ) 発行する新株予約権の総数	180万個
(オ) 新株予約権の発行価額	1円
(カ) 新株予約権の発行価額の総額	180万円
(キ) 募集の方法	第三者割当の方法により、全ての新株予約権を有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントに割り当てる。
(ク) 申込期間	平成17年6月9日
(ケ) 払込期日	平成17年6月10日
(コ) 権利行使価額	新株予約権の行使に際して払込みをなすべき普通株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という)は、9万円とする。また、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、13万5000円とする。行使価額は、下記(ス)に定める行使要件が満たされた日に、その直前の金曜日まで(当日を含む)の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、当該金曜日が取引日でない場合には、その直前の取引日までの5連続取引日とする)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の5分の1に相当する金額に修正される。
(サ) 資本組入額	発行価額に0.5を乗じた金額
(シ) 新株予約権の行使期間	平成17年6月23日から平成27年6月22日 なお、下記(ス)に定める公表が行われた場合は、当該公表が行われた日の翌日から起算して90日が経過した日をもって行使期間は終了する。
(ス) 新株予約権の行使条件	上記(シ)の期間内に行使要件が満たされた場合でなければ、新株予約権を行使することができない。 「行使要件」とは、ある者が特定株式保有者に該当したことを当社の取締役会が認識し、かつ、公表した日の翌日から起算して60日が経過することをいう。 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の(i)保有者、(ii)公開買付者、又は(iii)当該保有者かつ公開買付者である者であって、それぞれ(i)当該保有者が保有する当社の議決権付株式の数と当該保有者の共同保有者が保有する当社の議決権付株式の数の合計、(ii)当該公開買付者が保有し若しくは保有することになった当社の議決権付株式の数と、当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の議決権付株式の数の合計、又は、(iii)当該保有者かつ公開買付者である者が保有し若しくは保有することとなった当社の議決権付株式の数と、当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び特別関係者が保有する当社の議決権付株式の数の合計が、当社の発行済み議決権付株式の総数の5分の1を超える数となる者をいう。なお、特定株式保有者、特定保有者が当社の株券等の保有者である場合における、当該特定保有者の共同保有者、特定保有者が当社の株券等の公開買付者である場合における、当該特定保有者の特別関係者、特定保有者が当社の株券等の保有者かつ公開買付者である場合における、当該特定保有者の共同保有者及び特別関係者は、新株予約権を行使することができない。
(セ) 新株予約権の消却事由及び消却条件	新株予約権の発効日以降行使要件が成就するまでの間いつでも、取締役会が企業価値の最大化のために必要があると認めるときは、取締役会の決議をもって、新株予約権の全部を一斉に無償で消却することができる。当社に対する買収等の提案があった場合に、新株予約権を消却すべきか否かを判断するにあたっては、当該提案の具体的内容(買収等の目的、買収等の方法(構造的に強圧的な買収等ではないか、代替策を検討する十分な時間的余裕があるか、株主を誤信させる方法ではないか等)、買収等の対象(全株式かどう

か)、対価の種類、対価の金額、当社のステークホルダーの取扱い等)等を考慮するものとする。当社に対する買収等の提案があった場合には、社外取締役全員で構成される企業価値向上検討委員会を組織し、同委員会が、新株予約権を消却すべきか否かを、上述した具体的内容等と同様の基準で判断するものとする。

企業価値向上検討委員会の決議は社外取締役の3分の1以上でありかつ3人以上の委員が出席する会議において、出席する委員の過半数の賛成により決議を行う。企業価値向上検討委員会が、新株予約権の発行日以降行使要件が成就するまでの間に、新株予約権を消却すべきとの決議を行った場合には、当社は、取締役会の決議をもって、行使要件が成就する日以前に、新株予約権の全部を一斉に無償で消却しなければならない。

(ソ) 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡には取締役会の承認を要するものとする。

(タ) 発動時に株主・投資者に与える影響等

上記(キ)に記載された割当先有限責任中間法人ミナト・ライツマネジメントは、新株予約権の発行を受けた後直ちに三菱信託銀行を受託者として本新株予約権の全部を信託譲渡する。この信託における受益者は、基準日(当社は、上記(ス)による公表が行われたときは、その後株主及び実質株主を確定する基準日を設定するために必要な措置を速やかに講じるものとする。ただし、上記(セ)により新株予約権を消却することとしたときはこの限りではない。)における株主(ただし上記(ス)により本新株予約権を行使できない者を除く)である。本新株予約権の行使要件が満たされた場合には、信託契約に基づき、本新株予約権を表象する新株予約権証券が、受益権者の基準日現在の保有株式数に応じて交付される。従って、本新株予約権の行使要件が満たされた場合でも、上記(ス)により本新株予約権を行使できない者に該当するもの以外の株主は、本新株予約権を行使することにより持株比率の希薄化を防ぐことができるので、株主としての権利が害されることはない。当社は上記のとおり、新株予約権が行使された場合に、その行使時点での株主の地位を不当に害さないように配慮した発行方法をとっている。

上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

なお、敵対的買収防衛策を講じたときは、株主総会の承認を得た後3年以内の最終の決算期に関する株主総会において同防衛策の存続について承認を得なければならない、その後も同様とすること等を内容とする定款変更が平成17年6月22日開催の株主総会の決議をもって承認されている。

【その他】

該当事項はありません。